平成２５年（フ）第３４５号
北海道北斗市大工川１丁目４番４号　コーポのばら102号
債務者　奥山　茂則
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５０号
北海道亀田郡七飯町字軍川87番地の２
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５５号
函館市入舟町10番16号
債務者　石黒　文枝（旧姓諏訪）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５６号
函館市昭和２丁目１番28号
債務者　山本　信夫
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
山口県宇部市草江１丁目２番20―404号、申立時の住所山口県宇部市明神町１丁目10番25―201号レオパレスＭａｒｉｎｅＳ館
債務者　藤井　　信
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０４号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字山崎９番地14
債務者　伊調美代子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０５号
青森県十和田市大字三本木字並木西101番地１　福田荘Ｅ号
債務者　三浦小夜子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９９号
山形県米沢市徳町６番11号
債務者　伊藤　成佳
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１１１号
山形県長井市勧進代1112番地
債務者　佐藤みさ子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２２６号
茨城県つくば市谷田部1144番地391
債務者　百崎　　忍
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８号
茨城県土浦市中村南４丁目10―32　ヴィラ南206号室、住民票上の住所茨城県牛久市中央２丁目25番地９
債務者　堀内　昭伸
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
岐阜県大垣市緑園28番地５　フレストステージ大垣緑園西館202
債務者　内藤　善温
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市安江550－60　中州団地11棟510、住民票上の住所岡山県津山市国分寺38番地１　ヴィラパピヨンＡ―101
債務者　藤森　　学
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市中庄団地21番１―401号市営中庄団地、住民票上の住所岡山県倉敷市川西町15番20号早瀬第２コーポ102
債務者　高谷　政美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市新田3105番地３カーサ寿202
債務者　黒田　　忠
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市新田3105番地３カーサ寿202
債務者　黒田久美子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４８８号
埼玉県春日部市中央８丁目４番地６　コーポイデタ101
債務者　早乙女美智子（旧姓二階堂）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係